

2019年2月15日

瀬戸市小中学校長会
会長 水野 富士夫様

瀬戸市教職員労働組合
執行委員長 甲斐 雄彦
(連絡先) 瀬戸市八幡町455番地
幡山東小学校気付
TEL0561-82-4404



2018年度 校長会懇談会のまとめ

2月8日の懇談会の記録を以下の通りまとめました。

《懇談会のまとめ》

日時：2019.2.8(金) 17:30~18:30

場所：祖東中学校

出席：水野 富士夫 祖東中学校校長 大高 和人 東明小学校校長
甲斐 雄彦 執行委員長 原田 千育 副委員長 荒木 庄平 書記長

1. だれもが健康で、働きやすい職場づくりに向けて

(回答) 適切に対応する。とりわけ勤務については適切な管理に努める。(8) 答える立場にない。

- (1) 時間外勤務の割り振りについては、校長の責任で個人別の「勤務時間割振り変更簿」を作成し、個人の希望する日に割り振りがとりやすくするよう改善すること。
- (2) 勤務時間については、昼の休憩がとれてない現状から、7時間45分勤務した後の16時15分以降(8時半勤務開始の場合)は勤務の拘束を解くこと。
- (3) 7時間45分の勤務が確実に守られるよう、以下の内容について留意すること。
 - ① 職員会議・打ち合わせ・学年会・部会などの会議は、16時15分までに終わること。
 - ② 割り振り時間を全職員に周知すること。
 - ③ 22時を超えて勤務させた場合は夜間業務手当を支給すること。
 - ④ 学校の開錠・施錠時刻の設定を促進するとともに、留守番電話の設置を働きかけること。
 - ⑤ 勤務間インターバル制度(最低連続11時間の休息)を実施し、過労労働による健康被害から労働者を守ること。
- (4) 2009年2月17日愛教労が県教委と交渉において以下の業務は、命じられたものであれば割り振り変更の対象になることを確認したものである。以下の項目で時間外勤務が命じられた場合は、割り振り変更を行うようにすること。
 - ① 職員会議(学年会・校務分掌上の会議を含む)、職員研修、研究授業の準備
 - ② 学校行事(準備時間を含む)
 - ③ 児童・生徒の指導に関わる業務
 - A. 児童・生徒の指導・安全指導・パトロールに関わる業務
 - B. 児童・生徒の安全確保のための早朝の登校指導、下校指導
 - C. 進路指導に関する業務(入試発表指導)
 - D. 補習業務

E. 児童・生徒会・委員会指導

- ④ PTA 活動、地域教育会議の活動
 - ⑤ 家庭訪問・保護者面談・評価活動・成績処理・通知表の記入の時間
 - ⑥ その他、翌日以降に持ち越すことのできない重要な校務
 - ⑦ 翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成
- (5) 愛知県校長会の 2016 年度の研究主題である教職員の多忙化解消についての成果を明らかにし、プランが目指す「31 年度に 80 時間超過者ゼロ」が実行できるよう、具体的な提言を行うこと。
- (6) 勤務の割り振りに関して、始業から 6 時間 45 分の場合（8 時 30 分からの勤務）3 時 30 分から拘束を解くこと。
- (7) 月一回の「ノー残業デー」を行い、17:00 に施錠をすること。
- (8) 長期休業中の行事を組まない日は学校を閉鎖し、日直勤務を組まないこと。（電話・FAX 等は市教委へ転送すること）
- (9) 児童・生徒や教職員にとって心身ともに負担となっている部活の在り方を見直す作業を進めること。
- ① 家庭の日（毎月第 3 日曜日）における部活動は実施しないこと。
 - ② 負担の多い朝練習の廃止をすること。
 - ③ 部活指導及び児童生徒の部活加入は希望者のみとし、教職員や児童生徒に押し付けないこと。また、講師・新任に部活担当はさせないこと。
 - ④ 部活動でのあまりにも早い登校時刻、あまりにも遅い下校時刻を改善するように学校を指導すること。
 - ⑤ 土・日曜日のどちらか一日は「児童生徒・教職員の健康障害防止」を目的に「一日は休養に充てる」こと。
 - ⑥ 平日の部活動時間は 1 時間程度、休日の練習時間は 3 時間以内にすること。
 - ⑦ 週二日、部活動の休養日を義務付けること。
 - ⑧ 大会の精選など関係機関とともに進めること。
 - ⑨ 児童生徒の負担が大きい場合は、ペナルティとして大会出場の制限などをとること。
 - ⑩ 学習や家庭生活とのバランス、心身の成長の適切な課題となっているかについてスポーツドクターや心理学の専門家を加えての検討を行うこと。
- (10) 県多忙化解消プランに則り、現場の多忙な勤務実態や学校の業務改善に向けた取組みを広く父母・県民に知らせるとともに、PTA など諸団体に働きかけること。

【懇談中の発言】

- ・勤務時間割振り変更簿→割り振った記録（メモ等）を残していくことは大切なこと。割振り対象は校長が命じたものや緊急対応のもの。今年度校長会で確認。
- ・諸会議の終了は 16:15 までに→配慮している。
- ・割振りの全職員通知→黒板、C4 t h 等
- ・22 時を超えての勤務→管理職で対応している。
- ・留守番電話の設置→校長会も市に働きかけている。
- ・インターバル制度→分かります。
- ・部活について→週 5 日、土日どちらか 1 日と平日 1 日休み、夏休みは 3 時間程度。11 月から朝練廃止とした。しかし、まだ 80 時間を超える人がいるのでしっかり見ていく。

2. 子どもが輝く学校づくりに向けて

（回答）適切に対応する。

- (1) 研修については、押し付けではなく、自主的な研修を尊重すること。
- (2) 道徳の教科化の実施に伴い、特に以下の内容について留意すること。
 - ① 特定の徳目・価値観を教え込む指導を行わないこと。
 - ② 「評価」をする際、児童・生徒の「内心の自由（精神の自由）」を尊重することを第一とし、「評価」することにより人権の侵害が起きないように留意すること。
 - ③ 子どもや学級の実態に合わせ、担当教員の判断による多様な資料の活用を認めること。
- (3) 中学校の「キャリア教育」の具体的な策について、「ワークルール教育」を加味するなど各校に任せ、職場体験活動についても実施を各学校が決定できるようにすること。また、自衛隊での体験を教員側から提供する選択肢から外すこと。
- (4) 長期休業中は、校内での会議や研修等を精選して自主的研修期間の確保を図ること。
- (5) 初任者研修制度のあり方を改善し、児童・生徒と十分に関われるように関係機関に働きかけること。また、初任者研修の内容については、各種文書の作成や報告などを精選すること。
- (6) 小中一貫教育・「適正規模・適正配置」については、児童生徒や父母住民にとって最善の道を検討し、拙速に進めないように関係機関に働きかけること。
- (7) 小3・4年生が行っている「基礎学力習得調査」を中止するよう働きかけること。

【懇談中の発言】

- ・ 中学校の職場体験活動→基本的には市内の事業所で実施。きまりはない。希望があって尾張旭や長久手もたまにある。今は商工会議所がコーディネーターとして行っている。ある学校での自衛隊体験については内容について議論している。
- ・ 小3・4年生の「基礎学力習得調査」→有効な手段で、ある学校ではCRTをやめた。作成の先生・現場の先生・子どもの負担にならないよう求めている。

3. 教職員と児童・生徒の安全と健康について

(回答) 健康障害防止に努める。

(1) ③、(2)、(4)～(6) 答える立場にない。

- (1) 療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
 - ① 療養休暇は、1日や1時間単位で取れ、年休と同じように届ければ取得できる。
 - ② 30日未満の取得なら、ボーナスや給与などの処遇には影響ないこと。
 - ③ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- (2) 総括安全衛生委員会のまとめをC4 t hで全職員に周知すること。
- (3) 全教室(特別教室を含む)と体育館へのエアコン設置を進めるよう働きかけること。
- (4) 危険および健康障害の防止につとめること。
 - ① 安心安全な水道水を確保すること。
 - ② 古いピータイル(1998年以前)はアスベスト含有製品がある。安全なものを使用すること。また、校舎等の解体に伴うアスベストの対策に万全を期すこと。
- (5) 室内の安全性の確保を専門家(業者)の手で行うこと。
- (6) 毎年のプール清掃作業は、業者に委託すること。また、老朽化に伴う対策を行うこと。
- (7) 安全衛生委員会について以下のことを実施すること。
 - ① 長時間労働や過度のストレスによる精神疾患や過労死の予防に重点を置いて教職員の安全と健康確保に努めること。
 - ② 安全衛生委員会において、作業環境管理のみでなく「在校時間状況記録」により把握できる長時間労働を解消するために、作業管理として具体的な方策を論議し計

画を策定すること。

- ③ 全職員の意見が反映できるような校内衛生委員会を少なくとも学期に1回以上行うようにすること。
- ④ 総括安全衛生委員会の論議事項を法に則り速やかに全職員に周知すること。
- (8) 「新VDT作業ガイドライン」にそって、コンピュータ作業の対策を行うこと。
- (9) 健康判定BCに対する職員の勤務軽減し、全職員に対して周知徹底すること。

【懇談中の発言】

- ・音楽室のエアコン設置は必要である。
- ・総括安全衛生委員会の周知→回覧、C4 t h等での周知
- ・BC判定の勤務軽減→本人の意向も大切にしている。判定に対する認識不足も現場の中にはある。
- ・ストレスチェックに対する瀬戸の取り組みは他地域から評価を得ていることを組合から校長会に伝えた。

4. 教職員の福利厚生について

(回答) 必要に応じて働きかける。

- (1) 以下の点について市教委へ要請すること。
 - ① 教育委員会学校教育課として産業医を置き、教職員の健康管理を徹底すること。
 - ② 休憩室・男女別の休養室（横になって休める場所）やシャワー室をすべての学校で設置すること。
 - ③ 職員トイレの数を増やし、温水洗浄機能がついた便座の設置を進めること。

5. 人事に関して

(回答) 状況に応じて対応する。

- (1) 希望と納得の原則に基づく、血の通った民主的人事の慣行を確立するために以下の点について留意すること。
 - ① 内示以前であっても、分かった時点で早めに本人に打診し、教育現場にふさわしく、納得が得られるような人事となるよう配慮すること。特に、希望に沿わない場合は、必ず本人への事前の打診を行うこと。
 - ② 育休明けの異動は、正確な情報を本人に伝えるとともに、本人の希望を最大限尊重し、事情を無視した機械的な人事を行わないこと。
 - ③ 具申の前に、全教職員一人一人の異動希望の有無等を直接聴取し、文書で確認を行い正確に把握すること。(昨年：希望把握を文書で行い具申すること)
 - ④ 校内人事においては、転勤者も含め教職員の希望を尊重し、民主的に行うこと。
 - ⑤ 教務主任・校務主任については、他の主任と同様に当該校内からえらぶようにすること。

6. その他

(回答) 個々について必要に応じて働きかける。

- (1) 以下の点について市教委へ要請すること。
 - ① 就学時健診を学校以外の場所（公民館等）で行うこと。
 - ② 教員免許の更新制度を廃止するよう関係機関に働きかけること。
 - ③ 「全国学力・学習状況調査」を廃止するよう県や国に働きかけること。
 - ④ 義務教育費無償の精神に則り、教育費の父母負担軽減を行うこと。消耗品費の増額や給食費の無償化を図ること。
 - ⑤ 「まるっと せとっ子 フェスタ」で様々な展示・発表が行われ負担が大きい。

簡素化すること。

- ⑥ 就学援助制度を拡充し、市民への周知とともに教育予算を増やすこと。
 - ⑦ 憲法・教育基本法に基づき、学校に半旗などの弔意を強制しないこと。
 - ⑧ 教職員への各種予防接種の費用の助成。特に、インフルエンザについては児童生徒の学習権を保障する立場からも、希望者全員が受けられるようにすること。
 - ⑨ 非核自治体宣言をするように関係機関に働きかけること。また、平和教育の充実を図ること。
 - ⑩ 小中一貫校のモデル校と一般校の情報を定期的に HP 等で公開すること。
 - ⑪ 小中一貫校開校準備委員会、各地区協議会、7校校長会、カリキュラム編成委員会などの傍聴を認め、会議録の公開し、広く市民の意見を聞くこと。
 - ⑫ 小中一貫校に関するスクールバス運行等について父母負担をさせないこと。
 - ⑬ 小中一貫教育に関わり、教員間の連携のために十分な人員配置と時間の確保を関係機関に求めること。
- (2) 担任の持ち時間数を小学校22時間、中学校18時間に近づけるようにすること。
 - (3) セクハラ・パワハラ・マタハラのない学校にすること。
 - (4) 男女混合名簿をすべての学校で実施すること。
 - (5) 校外学習、宿泊行事について、下見および計画を綿密に行うこと。また、旅費の支給は適正に行うこと。

【懇談中の発言】

- ・小中一貫校・一貫教育についての意見交換をした。
- ・昼の休憩の取り方について意見交換をした。

以上